

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日米技術

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 日米技術委員会, 審議概要 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43733

才二回

昭
39
10
10



アメリカ局長

参事官

先米課長
総南連第2553号

昭和39年11月9日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

第2回技術委員会の概要について

標記の件下記のとおり報告する。

なお、議事録は米国民政府において作成中であるので追って送付する。

記

第2回技術委員会の概要

- 1 日時 昭39年10月16日
8.30~18.30
- 2 場所 民政府会議室
- 3 出席者

日本政府-藤田(代表) 山本(オブザーバー)
北条(次長) 薄(特連局第一課長)

木村(第二課長) 肥後(特連局第三課)
船越(渉外係長)

米国民政府-カブ大佐(議長)

ラーセン(計画局) 立川(計画局)

ラバポート大尉(公益事業局)

スレーター(技術援助担当) フライマス(渉外局長)

原田(通訳)

琉球政府-小波蔵(代表)

大田(内務局長) 伊地, 里

4 議題

- 1 前会の会議で継続審議となり、技術委員会代表の間で文書の往復によつて解決した事項(米提案)
- 2 契約残額の活用法を継続審議する件(日本側提案)
- 3 昭和38, 39年度日本政府援助金の執行状況について(日本側提案)
- 4 昭和39会計年度における琉球諸島に対する援助金に関する覚書の実施のための細目について

5 討議の概要

- (1) 議題1については、次の事項が確認された。
 - A 技術委員会の機能及び同委員会日本政府代表の行なう連絡事務については、第1回技術委員会(7月15日)における

要処理要連絡
要研究至急

栗	馬	村
支	村	河
齊	藤	吉
守	山	田
渡	辺	平
大	崎	吉
中	山	藤
後	藤	

39.11.14

総 理 府

日本政府提出の文書及び説明、さらに7月28日付書簡に
付
対し、9月25日書簡(カブ大佐より藤田代表あて)をも
つて解決された。

B. 昭和39年度技術援助計画に関して、日本政府より8月
14日付書簡をもつて、計算基礎資料が提供され、統計製
表に関する専門家の派遣増員及び婦人科医の研修に関する
回答が出された。また米国民政府は、追加計画を10月6
日付で提案した。

この点について藤田代表より、追加計画は10月13日受
領したので、検討して返事をする旨発言があつた。

(2) 議題2(契約残額の活用)については、藤田委員より次の
ような概要説明があつた。すなわち、(別紙1)

A. 項目(item)間の利用は目的外の使用と考えられ、認
められない。

B. 項目内であれば、いずれのプロジェクトの拡大に使用し
ても差支えない。

C. 執行の過程で内容変更の必要ある場合においては、「重
大なる変更」と「軽びな変更」とがあり、この基準は別紙2
のとおりである。

D. 変更の手続きについては関係書類に所定のマークを付す
ること。

引き続き、日本政府側より、別紙の資料による説明があつ
たが、ラーセン氏より、用語の統一について質問があり、
item, program, project, subproject等について討
論があり、今後とも統一して用いることを確認した。なお、
変更の基準については、一応この基準で実施することとなつ
た。

(3) 議題3(昭38, 39年度援助金の執行状況)

琉球政府より資料の提出があり、詳細説明があつた。38年
度については、9月30日現在69%の進捗率であり、39
3月
年末100%の目標で鋭意努力中であること、39年度につ
いては事業計画書を12月末までに提出完了、39年3月末
76%の執行率となる旨説明。さらに事業計画の事前調整、
事業の検査、承認等の手続が簡素化されれば執行は一層促進
されること、また39年度援助対象の小中校教科書無償配布
については中央教育委員会より主席あて変更の要請があつ
たのでいずれ当委員会の検討を願うことになると発言があ
つた。

これに対して日本政府側から、執行促進について次のとお
り提案がなされた。(別紙3)

A. 様式第一(事業計画書)の分割

B. 書類の取扱についていかに多いこと

- (A) 契約執行通知書がおくれること
- (B) 記さい事項のくい違いが多いこと
- (C) 事業進捗状況報告を励行すること
- (D) 支払準備のため予定を知らせること

0 概算払，部分払の活用

D 覚書第6項による専門家の派遣

II 事業計画書の記載内容（事業の質，形態，仕様の概要等説明を補足すること）

以上の討議に関して議長より次のとおり結論が出された。

A 執行の促進は必要である。これに関する日本政府の提案に感謝する。公営住宅，渡名喜港，ガープ川等論議のあつた工事については，もし予定に変更があれば正式に通知することとしたい。

B 第1様式の分割及び内容の補足説明，概算払の件については事務的に後日検討すること

0 教科書問題については，中学校分の琉政負担分を立法院が削減したことに原因があるので，2月の議会もあるのでなお検討を要する。

(4) 議題4（実施細目）

様式における「東京米国大使館」の署名ランを「技術委員会日本政府代表」に改めること，年度を昭和38年度（JFY

1963）から39年度（JFY 1964）に改めることの2点を決定。

6 共同声明

会議の出席者の中で協議の結果別紙4の共同声明が発表された。

（以上）

本信写送付先 外務省アメリカ局長

前回の技術委員会において懸案となった所謂「余剰金」の活用につきましては、当方において種々検討を加えました結果、次のように考えます。

オ1に、項目(item)間相互の利用については、目的外の使用ということにもなり、これを認めることはできません。

オ2に、項目(item)内において、計画どおり^執実行した場合において残額を生じたときは、その計画内のいずれかのプロジェクトにおいてこれをその拡大に利用して差支

えありません。

オ3として、執行の過程で計画の内容を変更する必要が生じた場合については、覚書オ4項長に云う「重要な変更」とそうでない所謂「軽微な変更」とに分けることができます。

この両者を区別する基準については、別紙のように考えました。この場合、「軽微な変更」のものについては、日本政府の^{事前の}承認を要せずして変更することができま

オ4に、重要な変更の場合には、御承知のとおり、予め日本政府の承認を要することと

となりますが、この場合の特例として、重要な
変更に関する場合でも緊急かつやむを得
ない場合においては、一定の条件の下に、予
め技術委員会日本政府代表の了解を得て、
変更の基準については弾力性を持たせる方途を
講じました。

かつ、軽微な変更及び重要な変更の
場合における手続きについて、別紙のようにその
取扱いを明確にし、関係書類に簡単に表示
を附するよう希望します。

契約残額の活用及び事業計画の変更

次の基準は、援助金が承認された事業計画の
本来の目的に従って使用され、覚書4項bに述べる
事業の構造上の実質を変えるよう運用をしないとい
う立場を考へてある。

1. 契約残額の活用
承認済の事業計画が計画どおり執行されて計画
上の見積価格より低い契約価格となった結果節約
額を生じた場合、その節約額は当該事業計画
(Program) のいづれかの承認済事業 (Project) の
拡張に使用することが出来る。

2. 事業計画の変更
- (1) 軽微な変更の原則
事業計画の内容を変更し軽微な変更として扱
えるのは当該事業計画の目的に従ったもので次
の場合以外のものをとする。
 - a) 事業の施行箇所の変更並びに事業の新設及び
廃止
 - b) 見積価格が15,000ドル以上の事業では、事業
及び又は事業金額の1割以上の増減
ただし、1割未満(であっても物量が) (その場合
15,000ドルを起す) となる。

c) 見積価格15000トル未満の事業又は事業量が
又は事業金額の2割以上の増減

d) 単価1000トル以上又は総額3000トルを超え
る物品を購入する場合

(2) 軽微な変更の特例

A 緊急を要し所定の半統を経了^後が著しく困
難な場合で他の承認済事業の効果を増大す
るためにやむを得ないときは、承認済事業計画の補助
事業取の2割以内の事業については、前項b), c)
の基準を5割まで緩和し、次に於てこれを
軽微な変更として扱うことが出来る。

a) 必要かつやむを得ない理由を示すこと。

b) 事業量を縮減した事業については、当該
事業の全体計画に対する修正措置につき意
見を添付すること。

c) 予め技術委員会日本政府代表の了解を得
ること。

B 2 (1) (a) の場合において、細分事業の変更新設の廃止
にかかると^は3000トル未満の工事、単価1000トル未満の物品の購
入に3000トルを超えたいものについては、前項に準じて取扱う。

(3) 図書付表の1項目(事業計画)の残額を他の項目に使用
してはならない。

3. 事業計画変更に伴う手続

(1) 重大な変更の場合は、書式1の当該事業欄に
その旨(例として(四))を表示すること。

(2) 軽微な変更の場合は、書式2の当該事業欄に
その旨(例として(五))を表示すること。
但し、1に該当すると認め、追加事情を明らか
にできる措置をとる。

(3) 事業の変更と図書付表との関係

A 重大な変更については、変更分の事業計画承認
書により付表記載に於いて所定の訂正が
行われたものとみなす。

B 軽微な変更については、軽微な変更として適法
に取扱われたときは、Aに準じて所定の訂正が
行われたものとみなす。

Utilization of Funds Saved as a Result of Reductions in Contract Prices below the Funds Budgeted for a Project (hereinafter referred to as the "residual funds") and Change of Program.

The criteria mentioned below are set up on such basis that the aid funds will be used for the original purpose of the approved program but not be utilized in such a manner as to affect the structural integrity of a project, as referred to in paragraph 4. b of the Memorandum Concerning Aid Funds for the Ryukyu Islands (hereinafter referred to as the "Memorandum").

1. Utilization of Residual Funds

When a certain amount of funds is saved as a result of reductions in contract prices below the estimated (budgeted) ones after an approved program is implemented as originally designed, the residual funds may be utilized for the extension of any approved projects of the said program.

2. Change of Program

(1) Basic Concept of a Slight Change

Changes in the substance of a program, which can be treated as slight changes, will be such ones as to meet the purpose of the said program but not to fall under any of the following categories:

(a) Change in the location of a project; creation and cancellation of a project and/or sub-project.

(b) As to the project for which \$15,000 or more is estimated, 10% or more of increase or decrease in the quantity and/or amount of the project. Less than 10% of increase or decrease will also be included in this category if the increased or decreased amount exceeds \$15,000.

(c) As to the project for which less than \$15,000 is estimated, 20% or more of increase or decrease in the quantity and/or amount of the project.

(d) Purchase of articles at the unit cost of \$1,000 or more or at the total amount of \$3,000 or more.

(2) Particular Cases of a Slight Change

(a) When it is conspicuously difficult to follow the prescribed procedure for project changes owing to the urgent situation and the circumstances compel it in order to increase the results of other ap-

proved projects, up to 20% of the total number of projects under one approved program may be enabled to raise the limit, as permitted in 2 (1) (b) and (c), above, twice as much and be treated as a case of slight change provided that:

(i) The compelling reason will be assigned.

(ii) As to the project in which a reduction is made, views on the rectification measures for the entire plan of the said project will be set forth.

(iii) A prior understanding will be obtained from the Representative of the Government of Japan to the Technical Committee.

(b) As to the change, creation and cancellation of a sub-project, as referred to in 2 (1) (a), above, a construction work of less than \$3,000 will be treated in the manner described in the preceding subparagraph (2 (2) (a)).

(3) Residual funds derived from an item (program) in the annex to the Memorandum cannot be utilized for another item.

3. Procedures Incidental to the Change of Program

(1) In case of a substantial change, the column of the project in question on Form No. 1 will be marked down to that effect ("Change", for example).

(2) In case of a slight change, the column of the project in question on Form No. 2 will be marked down to that effect ("Change", for example). However, when this falls under 1, above, (Utilization of Residual Funds), a step will be taken to clarify the additional use of funds.

(3) Relations between the Change of Program and the Annex to the Memorandum

(a) As to the substantial change, presentation of Form No. 1 for the changed portion of program will represent the required revision made of the Annex to the Memorandum.

(b) As to the slight change, its proper disposition as a slight change will represent the required revision made of the Annex to the Memorandum, ~~as in the case of the preceding sub-paragraph (3 (3) (a)).~~

* and a purchase of articles at the unit cost of less than \$1,000 and at the total amount of less than \$3,000
▽ relevant documents and/or

執行促進についての要望

藤田秀貞

1964. 10. 16

1. 昭和38年度分(1963日本会計年度)の促進

来年3月までに全部完了を希望。

年度末に支拂が殺到しないよう、スーパースタッフに事務処理をお願いする。

2. 昭和39年度分(1964日本会計年度)の促進

覽書が7月10日に発効しているので、極力年度内消化に盡力して欲しい。このことを要望する。

12ヶ月消化を目標としており、このメドで実施される。(7ヶ月で75% (100% \times $\frac{7}{12}$)は消化する。) 3月末

本事業計画承認書の提出が遅れており、現在も2件しか提出されなかった。(7月~10月の3ヶ月の間)

3. 書類の取扱い

(1) 契約執行通知が遅れている

(2) 事業進捗報告書が遅れている。本年6月に締めの一期の報告が現在にも提出されていない。各期が終了するにつれて早く提出して欲しい。

(3) 計画承認書と契約執行通知書の記載事項が増えている。重要な変更については覽書に添える変更年続を出して欲しい。

(4) 事業計画承認書と契約執行通知書及び完成報告書の記載が一貫していないと、財政の事務年続が円滑に行われなくなり、その旨の留意を望む。

(5) 日本側の資金支拂に付いて、完成報告書の提出に遅延を招き、準備と遅れ気味である。事業の進捗把握に、完成手続等に付いての通知源が、便利である。

先般覽書終了項には、概算払戻部分の相定が

あり、その規定の活用を図らねばなり。

5. 日本側としては執行促進について協力できる部分があれば申し出てほしい。

又、覚書第6項による日本よりの専門家派遣の要請があれば協力したい。

その他の事項で要望されるものがあれば又協力したい。

6. 事業計画の承認並にその変更に関し、その内容の検討をいっしょにするため、そのことを事業計画承認書の内容欄又はその添付別紙により明示されたい。

(1) 事業の質

工事が概設 設計、仕様の特徴

主要な物品機器 型式、機能の特徴

(2) 形態

形状、寸法

簡明な要図に諸特徴を付記してほしい。

81.364

October 16, 1964

JOINT STATEMENT

SECOND MEETING OF THE U.S.-JAPAN-RYUKYUS TECHNICAL COMMITTEE

The second meeting of the Technical Committee completed a wide-ranging, fruitful discussion on four agenda items concerned with technical matters of carrying out economic and social projects in the Ryukyu Islands financed through Japanese Government assistance.

The meeting was convened at the Executive Building, Naha, Okinawa, by the Chairman, Col. William W. Cobb, representative of the United States High Commissioner of the Ryukyu Islands, at 8:30 a.m., Oct. 16, 1964. After a luncheon recess, the meeting was reconvened at 1:30 p.m., and concluded its deliberations at 6:30 p.m.

Representing the Director General of the Office of the Prime Minister, Government of Japan, was Mr. Hisajiro Fujita. The Government of the Ryukyu Islands' Chief Executive was represented by Mr. Seiko Kohagura. Each Representative was assisted by advisers and observers. The Chairman welcomed Mr. Yoshio Yamamoto, present as an observer, who is expected to succeed Mr. Fujita.

The agenda items were as follows:

1. Items left open at the end of the last meeting (July 16, 1964) which subsequently have been closed through an exchange of correspondence between representatives to the Technical Committee.
2. Continue discussion on means of utilizing funds saved as a result of reductions in contract prices below the funds budgeted for a project.
3. Review of the status of GOJ Aid Programs for Japanese Fiscal Years (JFY 1963 and 1964).

4. Updating the JFY 63 paper titled, "Details of Implementation of Memorandum Concerning Aid Funds for the Ryukyu Islands" to make it applicable to the JFY 64 Program.

The bulk of the discussions concerned a review of the status of progress of the Japanese aid program for JFY 1963 and 1964. This was at the request of the Japanese Government.

As of the end of September, the overall rate of execution of the JFY 1963 aid program of \$3,947,257 (¥ 1,421,012,583) for 27 items was approximately 69 per cent, the GRI representative reported. Eight items, amounting to \$1,088,670 (¥ 391,921,092) were completed as of the end of September, and the GRI is currently endeavoring to achieve an early completion of all items.

Japanese Government assistance for JFY 1964 amounts to \$4,028,551 (¥ 1,450,279,000) covering 28 items. The GRI Representative explained that according to GRI plans, the rate of execution of the overall program, as presently estimated, will be 76 per cent as of the end of March 1965.

The GRI Representative added that the GRI will strive for complete execution of the program.

In discussing Agenda Item 4, the Committee approved continuing the procedures already in effect for forwarding technical documents in connection with the aid programs from Japan directly to the Japanese Government Representative instead of through the American Embassy, Tokyo.

Agenda Item No. 2 which had been tabled during the morning was fully discussed in the afternoon. As a result of the discussion, satisfactory procedures were agreed upon which provide for the use of funds saved as a result of reductions in contract prices under that originally budgeted.

The Government of Japan's detailed presentation on this subject was most beneficial and concluded this item remaining from the First Technical Committee meeting of July 16, 1964.

The meeting concluded in a cordial atmosphere with closing remarks from the Representatives.

Mr. Fujita said that from his experience of the past two years in the Ryukyu Islands he has concluded that the economic and social assistance programs to the Ryukyu Islands will only be successfully carried out through mutual reliance on the part of Japan, the United States and the Ryukyu Islands. From this viewpoint, he said, he was fully satisfied with the effectiveness and success of the Second Meeting of the Technical Committee.

Mr. Kohagura expressed his deep satisfaction with the results of the meeting and stressed the determination of the Government of the Ryukyu Islands to strengthen its internal administrative structure so as to make the most effective and expeditious use of aid provided to the Ryukyu Islands.

Colonel Cobb complimented all who attended the Meeting on the excellent spirit of cooperation which was demonstrated during the discussions. He said that the spirit shown by all participants was truly indicative of the worth of the Technical Committee. He expressed the hope that the detailed exploration into all aspects of the aid programs will lead to a more precise understanding of the technical problems involved in the programs and thus will make future programs more effective.

(END)

1964年10月16日

共同声明

第10回日米琉技術委員会

本回技術委員会は日本政府の琉球に対する経済社会援助計画の
施行面の技術的問題に関する四つの議題について広範且つ有意義な
討論を終えた。

同委員会は1964年10月16日午前8時30分那覇の行政府ビルで琉
球列島米國高等弁務官代理ライアン W. カフ議長(佐)の司会が開会された。

午後同委員会は午後1時30分から再開され午後6時30分にその審議を終えた。

同委員会は日本政府総理府総務長官の代理として藤田久治郎
が出席し琉球政府行政主席の代理として行政副主席小波蔵政光
が出席した。各代表はそれぞれアドバイザー並びにオフィサーの補佐
を受けた。カフ議長はオフィサーとして出席している山本良雄氏を歓迎
した。同氏は藤田氏の後任に予定されている。

本委員会の議題は次の通りである。

1. 前会の各議(7月16日)で継続審議に付いた切迫技術委員会代表
者間に交換された文書による解決した事項。

2. 契約価格を単葉子算り安くすることによる節約による援助
金の活用法を継続審議する件。

3. 1963~64 日本会計年度における日本政府援助金の事業計画の再検討に関する件。

4. 1963 日本会計年度の「琉球列島に対する援助に関する実施細目」を 1964 日本会計年度の事業計画に適用する件。

本委員会では日本政府の要請により、1963~64 日本会計年度における日本の援助計画の進捗状況の報告に関し、討論が集中的に行われた。

○ 9月末現在までの事業項目に対する 3,174,257 トル

○ (1,421,012,583 円) の 1963 日本会計年度援助計画の全般的な執行率は約 69% であると琉球政府代表は報告した。このうち

○ 1,088,670 トル (391,921,092 円) に及ぶ 8 つの事業項目が 9月末現在で完了した。これに琉球政府は現在全事業項目の早期完了を目指して努力している。

○ 1964 日本会計年度における日本政府の援助は 4,028,551 トル

○ (1,450,279,000 円) で 28 事業項目に及んでいる。琉球政府計画によると、現在の予想では全事業項目の執行率は 1965 年 3 月末までに 76%

に達する予定であると琉球政府代表は説明した。さらに琉球政府

○ 代表は全事業の完全執行に努力すると述べた。

○ 細議題の審議に当り本委員会はすでに実施されている系統方法を確

○ 定した。

○ 定した。

認れたが、その内容は援助計画に関する関係書類は東京の米国外使館を通じて直接日本政府代表に提出されるものである。

○ 予前中に審議された主要議題は予後に十分審議され、

○ その結果、当初計上された予算より契約額が下廻ったものの生じた資金

○ の利用について満足の見え方が見い出され、合意に達した。この議題に

○ 関する日本政府の詳しい提案は極めて有益であり、1964 年 7 月 16 日の

○ 才一回技術委員会から持ち越されたこの項目の審議を完了した。

○ 本会議は各代表者からの開会ステートメントがあり、和やかな雰囲気の中

○ 閉じた。

○ 藤田代は琉球に於ける過去 5 年の経験から琉球に対する

○ 経済社会援助計画は日米琉の相互信頼を通じた成功裏に

○ 実施することが出来るとの結論に達したと語った。

○ この見地から同代は才一回技術委員会が効果的、且つ成功裏に

○ 終わったことに対し、心から満足の意を表した。

○ 小坂代は会議の結果について満足の意を表明し、琉球

○ に対する援助を最も効果的、迅速に執行出来るように琉球

○ 政府の行政機能の強化についての琉球政府の決意を強調した。

